

みょうご

編集・発行

〒944-8686 妙高市栄町5番1号
妙高市農業委員会事務局(電話:74-0030)

農業委員会だより

令和3年12月
NO.17



実りの秋
頑張る農業者を紹介(6ページをご覧ください)

いじめやいじ



妙高市農業委員会

会長 安原 義之

本年度も気候に恵まれ収穫を終了することができ安堵するなか、新型コロナウイルス感染症の影響が世界的に未だ強く残り、飲食店・宿泊施設等の利用者減少や外出自粛などから農産物消費量の変化に伴い、米価の下落が農業に携わる方々の収入に影響を及ぼす状況となりました。この先も情勢変化への早期の対応を期待するとともに、一日も早く終息を迎え、以前のような普通の社会生活が営まれることを切に願います。さて、農業・農村を巡る情勢は、依然として農家の減少と高齢化の進行による耕作者の農業離れにつながり担い手不足が続いております。

当農業委員会も5年・10年後の農業現場の地域実態に即した地域農業にあつた体制整備を進めております。

農地中間管理事業及び機構集積事業などの活用を含め、地域の農業者、認定農業者、農業経営組織及び農業関連団体から意見・要望等の積み上げを図ることを目的に意見交換を進めてまいりました。

「人・農地プラン」の実質化から実行に向け重点地区を定め、中心経営体への農地集積・集約化を促進し、「農地利用の最適化」に向け施策を進めております。

今後も農業委員・農地利用最適化推進委員の活動にご理解をいただくなか、当市農業振興に取り組んでまいりますので、皆様からのご意見・要望をお寄せいただくとともに、ご支援とご協力をお願いし挨拶とします。

施設見学

「新井水稻育苗センター」

農業委員 丸山 光浩 みつひろ

4月28日、農業委員会総会後、事務局、農業委員、農地利用最適化推進委員で、令和元年度から、えちご上越農業協同組合が整備を進めてきた「新井水稻育苗センター」が本格稼働したことから、同センターを視察しました。

同センターは、妙高市内7ヶ所にある育苗施設が老朽化したことと、各生産組織運営の負担が増していること、また作業人員の確保が大きな課題としてのしかかってきたものを改善するため新しく整備された施設です。

新しく整備された同センターは、鉄骨造りの二階建てで、最新設備を導入して、生産できる苗箱は約10万箱で、田んぼ約560ヘクタール分を賄えるものです。

最大の特徴は、工程の自動化で、今まで手作業中心であった播種作業の軽減と省力化、施設の集約によるコストの低減を実現させることができるものです。

主だった機械設備として、何十枚と積み上げた苗箱を載せた、パレット

を軽々と持ち上げるロボットアームや、自動で苗箱に種もみや肥料などを撒く生産ラインの機械などが並んでいます。それにより作業スピードも格段に向上しています。

将来的には、輸出用米などの新市場開拓米の生産拡大を視野に整備された施設でもあることです。

施設の運営は、新たに組織された「合同会社あらい育苗」に委託され、この新しい育苗施設で生産された出芽苗は、各生産組織のほかに、農協を通じて個人の農家にも出荷されます。

今回の新しい「新井水稻育苗センター」の稼働により、水稻の作業労力の省力化と、雇用を生む農業を目指して、地域農業に大きく貢献することが期待されています。



新任委員研修会

農地利用最適化推進委員 望月 薫かほる

6月22日、市役所において新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が開催されました。県農業会議からの講義を受け、県の農業に係わる実態・問題点等、認識を新たにしました。

次に、実務研修になったわけですが、私の住む妙高地域もご多聞に漏れず、5年、10年後を考えた場合、農地の荒廃が現実のものとなることは、容易に推測できます。そんな中でも、有害鳥獣の被害を防ぎ、歴史のある農地を未来に残していくことを地域の皆で考えていくべきだと思います。

農地利用最適化推進委員 吉尾 正治まさじ

初めての研修会に出席して、農業委員・農地利用最適化推進委員は、特別職の地方公務員であることに驚き、知り得た情報の保持義務等の規則を守り、これからの活動を行い、農地が適正に管理・利用され、荒廃農地や遊休農地の発生が無いよう努めたいと思います。



新規就農の促進

農業委員 高橋 敏明としあき

妙高高原地域へ移住された方が農業を始めたいということで相談を受けた例を紹介します。

Aさんは昨年、妙高高原地域の空き家を購入し移住されました。都会で生まれ育ち、家庭を築き、定年退職を迎えた時、「これからは自然豊かなところで暮らしたい」という思いが芽生え、候補地と空き家を探していたところ、この妙高市を気に入り選ばれたそうです。

ひと冬過ごし、雪の大変さを感じながらも、「よし、春になったら農業をやってみよう」と思うようになりました。幸い敷地続きに前所有者が耕作していた畑があったので、前所有者から「**区域設定**」が申請され、許可後、Aさんから農地法第3条許可申請書が提出され、許可となりました。

その審議の過程で、農業委員らと顔合わせの場を設け、これからの抱負や耕作の仕方、機械の取得等についてお話を聞き、アドバイスをお伝えする有意義な機会になりました。

春耕には間に合いませんでしたが、秋野菜を作って都会にいる子供たちに送ってやれたらと目を輝かせていました。

Aさんが定住されたこの地での畑作に生きがいを持って生活されることを心から願っています。

※「区域設定」のポイント

妙高市空き家情報登録制度に登録されている空き家を取得する、又は過去に登録されていた空き家を取得して居住している移住定住者が、耕作するために空き家に付随する農地を取得する場合に限って、以下の手続きで区域を設定することにより、必要な経営面積は1平方メートル以上となります。

○区域設定要件

区域設定については、空き家からの位置関係を勘案して、農業委員会が空き家に付随して耕作可能であると判断した農地とし、1筆毎に地番設定します。

○手続きの流れ

- ① 空き家に付随する農地の所有者が、区域設定申請書を提出
- ② 農業委員会総会で審議、区域設定決定
- ③ 所有者へ区域設定通知書を交付
- ④ 区域設定後に、移住定住者が空き家に付随する農地を取得する際には、「農地法第3条許可申請」の手続きが必要となります。

詳しいお問い合わせや相談については、妙高市農業委員会事務局(☎74-00030)にお問い合わせください。

農地パトロール

● 新井・水上地区

農地利用最適化推進委員 石山 清一郎 せいいちろう

7月26日、新井・水上地区の農地パトロールを実施しました。農地法第3条・第5条申請された農地の利用状況を調査しました。

吉木・関川町・美守では、立地上住宅周りで畑作をするなど栽培管理の行き届く農地が多く、市街地近郊部の未耕作・荒廃農地は見当たらず、今後とも草刈りやこまめな畑管理を続けて欲しいと思います。

錦町では、再生困難な荒廃農地があり、地権者も遠く県外在住で意思疎通が取りづらく受け手がいないため、地域の要請で年2回の草刈りを業者委託で実施したのみでしたが、この一画に住宅建築の為、農地法第5条許可申請書が提出され承認されました。

今後は、荒廃農地解消の糸口となるよう農地化または転用により解決に向けた取り組みを進めたいと思います。



● 妙高高原地域

農業委員 竹田 賢一 けんいち

8月9日、関川・兼俣の農地パトロールを実施しました。

関川は、関所跡から妙高高原駅に至る河川敷に位置し、標高は約520m、妙高山の東南山麓の最終端にあたります。パトロールでは、耕作放棄された田をそば栽培に転用されている実態を調査しました。

7・11水害により全面冠水した約4ヘクタールの田が、復旧後は耕地整理が行われ、耕作が継続されていました。

しかし、就農者の高齢化等の理由により、平成の後半には耕作者は皆無となり耕作放棄されていたところ、数年前から近隣の認定農業者がそばを栽培し、現在に至っています。現況は、発芽間もないそばが育ち、畦や農道の草刈りは適切に保全管理されていました。

兼俣においても同様に10年ほど前に耕作を放棄しましたが、別の認定農業者が約50アールの田にそばを栽培しています。こちらも草刈りが適切にされていました。

しかしながら、猪による掘り起しが所々に見られ、さらに時々訪れる猿の群れの追い払いに手を焼いていますので、電気柵の設置が必要と感しました。



関川・兼俣とも、現在は優良な借り手がいるおかげで荒廃を免れています。今後担い手が山間地区は特に手薄にならないように、農地パトロールを通じて心がけ、相談等しながら遊休農地の発生が無くなるように日々努めていきたいと思っています。

● 新井南部地区 ①

農業委員 清水 輝男 てるお

8月22日、中横山の農地。パトロールを農業委員・農地利用最適化推進委員6名で実施しました。

パトロール内容は、獣(猪)による被害を防止するための電気柵設置状況視察です。約1.6ヘクタールの田んぼ周囲に約3500ボルトの電圧がかかった電線を3本張り巡らしてあります。畦もきれいに草が刈られており、支柱も立派に設置されていました。電気柵のない田んぼに猪が入った場合、臭いだけではなく、ダニや寄生虫の可能性が高く、売り物にならないと言われています。害獣被害に遭われる生産者の方も多いと思われませんが、今後も電気柵の設置、捕獲へと進んでいくのが好ましいとされています。

また、私の地区では山際の用水(幅員2メートル位)を猪が飛び越えて田んぼに侵入します。橋には、単管パイプで作ったバリケードを設置、ジャンプ箇所は有刺鉄線を張って獣(猪)の侵入を遮断しています。

これからも害獣被害に遭わないよう地元の人たちと協力して対応したいと思います。



● 新井南部地区 ②

農地利用最適化推進委員 阿部 昌章 まさあき

8月19日・20日、下濁川・小濁・木成・和屋・中横山・大貝・坪山の農地。パトロールを実施しました。

当日は、前年まで作付されていたのに今年は作付されていない田んぼを確認しました。

近年、農業者の高齢化が進み、作付したくても本人の体力や後継者不足により継続できない農地が増加している傾向だということがよくわかりました。

また、作付だけではなく、農業用水の管理、水田の水確保のための労働力不足も感じられました。耕作放棄された田んぼの近くの田んぼへの害虫等の影響も大きく、地域全体の問題として考えていかないといけないのではないのでしょうか。

また、近年、害獣被害も多発していることから、田畑に電気柵の設置も非常に重要な対策と考えます。

今後、ますます高齢化や人員不足により遊休農地の増加が懸念されますが、減少に向けた取り組みを行っていききたいと思います。



「頑張る農業者」紹介

地域のこし協力隊

塚田 歓太郎さん
かんだらう

妙高地域坂口新田は新潟県の南に位置し、標高450～500mの高原地帯で全国有数の豪雪地帯です。

農事組合法人「坂口げんき農場」は集落営農経営体であり、水稲25・5ヘクタール、加工用ブドウ2・6ヘクタール、ネギ0・2ヘクタールを栽培しています。近年、米価が下落するなか、収益向上を目指して耕作放棄地を整地して加工用ブドウの生産に取り組みはじめました。

しかし、坂口新田も農業者の高齢化、担い手不足が課題となっていたところに、妙高市が坂口新田のブドウ栽培に特化した地域のこし協力隊員を募集したところ、塚田歓太郎さんが採用されました。

塚田さんは、上越市出身で、大学ではイルカの研究をしていた異色の経歴の持ち主です。ワイン作りにも興味があり、今回の妙高市の募集に応募したと話してくれました。

今は、坂口げんき農場でブドウ栽培を手伝い、週に2日は岩の原葡萄園に



研修生として出向き、任期が終わる3年後までに栽培技術を身に付け、坂口げんき農場のブドウ栽培場長になれるよう努力をしています。

坂口げんき農場の後藤代表理事は、塚田さんの仕事に対する姿勢、興味、また集落の行事への参加などを高く評価し、今後、坂口げんき農場で活躍することを期待していると話していました。

(取材 農地利用最適化推進委員 廣田 敏)
さとし



「人・農地プラン」の実行に向けて

(斐太地区)

農業委員 霜鳥 勝範
かつのり

昨年、実質化に向けた「人・農地プラン」のアンケート調査・地区別懇談会を実施しました。その結果、法人の従事者不足、耕作可能面積のキャパシティの限界、担い手の圃場分散による作業効率の低下等が判明し、今後の検討課題となりました。今年度は、斐太地区を重点地区としてプランの実行に向け、中心経営体とされた担い手を中心に集約化に向けた取り組みを進めています。

今年に入り、スマート農業の導入を視野に入れ検討すべきと考える中、ドローンを扱う会社より新規就農の申し出がありました。

同社は、現在、斐太地区において主にカメラ・防除の散布をしており、来春からは新規就農者として、ドローンを使用して直播・除草・防除作業を予定しています。今後はトラクター、コンバインの無人化による作業で効率化を図り、将来的には20～30ヘクタールを目標にしたいとのこと。

来春、ドローンによる一連の作業状況、費用対効果等の勉強会・講習会等を地域の方を交えての計画を予定しています。抱える問題解決の一助になればと思います。

農地を転用する場合には農地法による手続きを

農地転用とは？

農地を住宅や資材置場、駐車場等、農地以外の用地に転用することです。

なお、農地を一時的に資材置場や砂利採取等に利用する場合も転用となり、手続きが必要になります。

制度の内容

農地法	許可が必要な場合	許可申請者
第4条	農地の所有権を有する者等が農地を転用する場合 但し、自ら行う農業のために、2アール未満の権利を有する農地を、 農業用施設に転用する場合等は許可不要です	転用を行う者(農地の権利を有する者等)
第5条	農地の権利(所有権等)を取得したい者(転用事業者)が 農地を転用する場合	現権利者(所有者等)と転用事業者

農地転用許可の基準

市街地に近接した農地や、生産力の低い農地から順次転用されるよう誘導するため、立地基準と一般基準により転用の可否が判断されます。

●立地基準

農地区分	要件	許可の方針
農振農用地 区域内農地	農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農地	原則不許可
第1種農地	農業公共投資対象農地・生産力の高い農地・集団農地 (10ヘクタール以上)	原則不許可 ただし、土地収用法認定事業等は 許可
第2種農地	・農業公共投資の対象となっていない小集団の農地 ・市街地として発展の可能性がある農地	第3種農地に立地困難な場合等に 許可
第3種農地	・都市的整備がされた区域内の農地 ・市街地にある農地	原則許可

●一般基準

- ・資力と信用があるか。
- ・転用の妨げとなる権利(抵当権・地上権等)を有する者の同意があるか。
- ・遅滞なく転用されるか。
- ・他法令による許認可が得られるか。
- ・周辺の営農に支障がないか。
- ・土砂の流失、崩壊等災害を発生させる心配がないか。

●一時転用

- ・一時転用後、耕作されることが確実か。
- ・所有権以外の権利設定か。

農地転用に関する各種申請書類は、妙高市ホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス <http://www.city.myoko.niigata.jp>

トップページ→仕事・産業→農林業→農業委員会→農地法等に関すること(制度・各種様式)

農地転用については、妙高市農業委員会事務局 (☎74-0030) にお問い合わせください。

農地中間管理事業を活用ください

農地中間管理事業とは、農地を貸したい農家(所有者)から農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(耕作者)への集積(耕作する面積を広げる)・集約(分散している耕作地をまとめる)を進めるため、「農地中間管理機構」が農地の貸し借りの中間的受け皿となり、円滑かつ安心した貸し借りが行える事業です。

この事業には、次のメリット措置があります。

地域集積協力金			経営転換協力金	
一定割合、農地中間管理事業を用いた貸借があった「地域」に対する支援。			農地中間管理機構に農地を貸す事により、リタイアや経営転換をする農業者等に対する支援。	
一般地域	中山間地域	交付単価	令和元～3年度	1.5万円/10a (上限50万円/1戸)
20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a	令和4・5年度	1万円/10a (上限25万円/1戸)
40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a		
70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a		
	50%超	2.8万円/10a		

※令和4・5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ交付されます。

※経営転換協力金は令和6年度以降廃止となります。

※農地中間管理事業の貸借や協力金の交付には細かな要件や制約が生じますので詳しくは、妙高市農林課(☎74-0027)へご相談ください。

農業者年金で生涯所得の確保を!

- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。
- あなたの老後生活の備えは十分ですか?



農業者年金

へは...

国民年金
第1号
被保険者
国民年金保険料
納付免除者を除く。

60歳
未満

年間
60日以上
農業に従事

の方ならどなたでも
加入できます。

農業者年金については、妙高市農業委員会事務局がお近くのJAにお問い合わせください。

家族経営協定で魅力ある農業を!

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、家族一人ひとりの役割や就業条件、就業環境等について家族で十分に話し合ってから取り決めるものです。

役割分担によりやりがいをもって働くことができ、ゆとりある生活をおくり、休みがないと言われる農業でも、余暇の時間や地域活動に取り組むことができます。

<制度上のメリット>

- ① 認定農業者制度… 各種の政策支援を受ける機会が広がります。
- ② 農業者年金… 保険料に補助があり有利に加入できます。
- ③ 制度資金の借入れ… 経営者以外の後継者等でも自分名義で借入れでき経営がしやすくなります。

家族経営協定については、妙高市農業委員会事務局(☎74-0030)にお問い合わせください。



月4回金曜日 週刊発行

¥700円 年 ¥8,400円(税込)

3ヶ月間

無料購読(試読)も
できます。

購読の申込みは、妙高市農業委員会事務局へお気軽にご連絡ください。

【編集後記】

今年の夏は、コロナ禍と猛暑、営農させている皆様、作柄はいかがでしたか。汗をかいた分だけ収穫はありましたでしょうか。

農業委員会では、7月・8月に市内全域で地域別農地パトロールを実施いたしました。そんな中、今回は山沿いを含む地域のパトロールに同行させていただきました。山沿いの農地では鳥獣害対策に電気柵の設置、草刈り面積が多いなど平地と比べ多くの労力を必要とします。きれいに管理されている圃場を見た時は頭の下がる思いでした。

今後も農地パトロールを継続し、荒廃農地・遊休農地の発生防止に努めてまいります。

今ある農地を次世代に引き継ぐために。

(農地利用最適化推進委員 矢坂 信昭 のぶあき)

★編集委員名簿

編集委員長 霜鳥 勝範

副編集委員長 矢坂 信昭

編集委員

尾崎 香・清水 輝男・丸山 光浩

高橋 敏明・生井 一広・竹田 賢一

石山 清一郎・田中 雄治・吉尾 正治

石田 実男・阿部 昌章・廣田 敏

望月 薫・馬場 俊夫